平成２５年（フ）第１３２号
香川県高松市花ノ宮町１丁目12番15号
破産者　有限会社ダイワ・エフ・シ
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３２号
宮崎県小林市野尻町東麓3143番地
破産者　有限会社峰寿園
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第１０９号
宮崎県都城市野々美谷町1933番地17
破産者　有限会社ながやまファーム
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第６０４号
千葉県松戸市新松戸３丁目297番地パインスクエア202号、破産手続開始決定時の住所埼玉県新座市大和田１丁目13番２―301号
破産者　石井　三郎
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１３号
富山県滑川市山王町2027番地
破産者　水野　康弘
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１２号
富山市水橋新保208番地３　市営住宅94号
破産者　小森　年秋
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４５９１号
大阪市福島区吉野５丁目６番21号ハイグレード吉野305号、開始決定時大阪市福島区吉野５丁目５番17号
破産者　廣瀬　幸子
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０１６号
堺市中区土師町２丁28番34―201号、前住所堺市中区八田西町２丁13番25号
破産者　小椋　英治
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４７８号
大阪府岸和田市門前町２丁目11番２号、開始決定時和歌山県東牟婁郡串本町和深603番地
破産者　吉川由紀子
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１号
広島市南区堀越２丁目８番６号、開始決定時の住所広島市南区堀越２丁目22番７―808号
破産者　牧村　正樹
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５１４号
広島市安佐北区安佐町大字飯室921番地420
破産者　小田　　等
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０６号
北海道旭川市末広東３条５丁目４番３号
破産者　大波　一男
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１７３号
北海道礼文郡礼文町大字香深村字トンナイ149番地
破産者　久保　久雄
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４１号
申立代理人事務所東京都豊島区南池袋１丁目25番９号　今井ビル７階　中村鐵五郎法律事務所、住民票上の住所埼玉県所沢市松が丘２丁目13番地の２
破産者　杉山　玲子
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４９９号
静岡県三島市大宮町２丁目４番20号、住民票上の住所静岡県三島市塚原新田62番地の１
破産者　野口　　弘
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２９７号
京都市左京区田中野神町６番地
破産者　松田　幸治
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４７号
岡山県倉敷市玉島黒崎4358番地
破産者　中藤　正浩
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係